

平成 29 年度インフルエンザ予防接種助成にかかる助成対象期間の
延長について

共済組合のインフルエンザ予防接種助成については、予防接種の助成対象期間を事業年度の 10 月 1 日から 12 月 31 日までとし実施しておりますが、現在、全国的にインフルエンザワクチンの供給に遅れが生じていることを考慮し、平成 29 年度の予防接種の助成対象期間を平成 30 年 1 月 31 日までに延長することとします。

助成対象期間延長に伴う取扱いは次のとおりとなります。

記

- 1 平成 29 年度の予防接種の助成対象期間
 - ・平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まで(この間に受けた予防接種)
- 2 平成 29 年度の助成金の請求期限
 - ・平成 30 年 2 月末まで(共済組合への到着期限)

担当：保健課 田代 TEL 0952-29-0332 FAX 0952-29-7647
